

乗用自動車賃貸借（コンパクトミニバン）
仕様書

1 車両仕様

(1)	車種・台数	<u>乗用自動車（コンパクトミニバン）</u> <u>3台</u>	
		乗車定員：6名以上	
		総排気量：1,400cc 以上 1,600cc 未満クラス	
		全 長：4,200mm 以上 4,400mm 以内	
		全 幅：1,700mm 以内	
		全 高：1,700mm 以上 2,000mm 以内	
		車両重量：1,600Kg 以内	
(2)	駆動方式	四輪駆動（ハイブリッド）	
(3)	使用燃料	無鉛レギュラーガソリン	
(4)	年 式 等	令和8年式 新車	
(5)	品 質	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に準拠していること	
(6)	環境仕様	平成30年基準排出ガス50%低減レベル以上適合	
(7)	変速機型式	自動変速機能を有していること	
(8)	ハンドル	右ハンドル	
(9)	付 属 品	ア フロアマット	1式
		イ タイヤパンク応急修理キット又はスペアタイヤ	1式
		（タイヤパンク応急修理キットの場合は使用した都度補充する）	
		ウ タイヤ交換用工具	1式
		エ スタッドレスタイヤ（ホイール付き）	1式
		オ 三角表示板	1式
(10)	装 備	ア 純正オートエアコン	1式
		イ 運転席・助手席SRSEエアバッグ	1式
		ウ パワーウインドウ	1式
		エ ABS（EBD付）	1式

オ	衝突回避支援機能 (自動ブレーキ、車線逸脱警報又は警告)	1 式
カ	カーナビゲーション (ビルトインタイプ) ディスプレイ 7 型以上	1 式
	※TV受信機能がある場合、TVが受信できないように (受信料の発生が生じ無いように) 機能を解除する。	
キ	バックガイドモニター	1 式
ク	ETC車載器及びセットアップ (音声ガイド式)	1 式
ケ	リアプライバシーガラス	1 式
コ	ドライブレコーダー (フロント、リア)	1 式
サ	パワースライドドア (両側)	1 式

(11) 塗 装 標準塗装色のシルバー、グレー系とする。
(同系色とするが、明色及び暗色がある場合、担当職員と協議すること。)

(12) そ の 他 本仕様書に示す事項のほか、カタログ等で標準装備とされている
ものはすべて装備すること。

3 借受場所 別紙「借受場所一覧表」のとおり

4 予定走行距離 1,000 k m程度／月
(概ねであり、これを超過する場合の補償等を行わない。)

5 賃貸借料に含むもの

- (1) 車両代 (付属品、装備品、登録納車諸費用、契約期間満了時車両引取費用等含む)
- (2) 自動車関係諸税
- (3) 自動車損害賠償責任保険料
- (4) 車検整備費用
- (5) 定期点検整備費用 (6 ヶ月毎)
- (6) 一般修理費 (タイヤパンク修理含む。ただし、事故による修理は含まない)
- (7) 消耗品費 (ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ、バッテリー、オイル類、ウォッシャー液、ワイパーゴム、プラグ等)
- (8) タイヤの保管及びタイヤ脱着交換費用 (シーズン毎にラジアルタイヤとスタッドレスタイヤを交換)
- (9) 車検整備、点検及び修理期間中の代車 (同等クラスの車両とする)

6 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ打合せを行うこととする。

7 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

①エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

等

②廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

等

③環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

等

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別紙

借 受 場 所 一 覧 表

番号	借受場所	所 在 地	担当部門及び 連 絡 先	車 種	数量	備 考
1	北陸農政局 富山県拠点	北陸農政局富山県拠点 富山県富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎	地方参事官室 076-441-9317	コンパクトミニバン (4WD)	2 台	
2	北陸農政局 福井県拠点	北陸農政局福井県拠点 福井県福井市日之出3丁目14番15号 福井地方合同庁舎	地方参事官室 0776-30-1611	コンパクトミニバン (4WD)	1 台	
		合 計			3 台	

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない 等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他()	☐	☐

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由

()

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備(食品残さの処理や堆肥製造等)を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由

()

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている(リサイクル事業者に委託することも可)。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由

()

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由

()